

実習実施者
監理団体 各位

外国人技能実習機構

新型コロナウイルス感染症に関するよくあるご質問について（周知）

新型コロナウイルス感染症に関し、技能実習関係者から主に寄せられたご質問とその回答は以下のとおりですのでご参考下さい。

（Q 1 ～ Q 9 省略）

Q 1 0 技能実習生がマスク等の医療用資材の製造に従事することは可能でしょうか。

A 1 0 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、マスクや医療用資材の需要が逼迫していることも踏まえ、当面の間の措置として、繊維・衣服関係の職種（※）の実習実施者は、技能実習を行っている時間全体の2分の1の期間、関連業務としてマスク等の製造に従事させることが可能です。

マスクの製造に従事させようとする場合には、業務の内容の説明資料（様式はありませんので、任意の様式で作成してください。）及び技能実習計画軽微変更届出書を機構の地方事務所・支所の認定課に提出してください。詳しい手続は機構の地方事務所・支所に相談してください（注）。

なお、技能実習に従事する時間全体の2分の1以下の期間内であれば、一定期間、マスク等の製造のみに従事することも可能としますが、技能検定合格等の技能実習計画に掲げた目標を達成できるよう、必須業務の技能等の修得等にも配慮して下さい。事業所において、マスクの製造以外の業務が縮小しているような場合には技能実習日誌等に記録するなどして下さい。

その他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う事業内容の変化によりマスク以外の医療用資材の製造に技能実習生に従事させることについて判断に悩む場合には、事前に機構の地方事務所・支所の認定課に御相談ください。

（※）移行対象職種・作業である繊維・衣服関係の職種・作業

紡績運転、織布運転、染色、ニット製品製造、たて編ニット生地製造、婦人子供服製造、紳士服製造、下着類製造、寝具製作、カーペット製造、帆布製品製造、布はく縫製、座席シート縫製

（注）機構の地方事務所・支所では、感染拡大防止のため来所ではなく電話でのご相談をお願いしております。